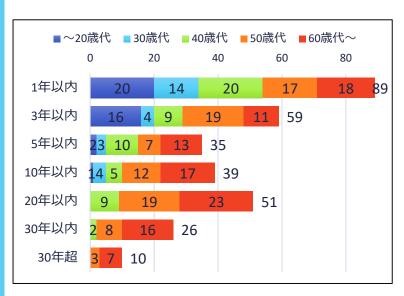
小売業の 労働災害をなくそう!!

令和5年に群馬労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害のうち、小売業は11.9%を占めており、全産業に占める割合は増加傾向にあります。



図-1 全業種及び小売業における労働災害発生年別推移 資料:労働者死傷病報告

令和 5 年に発生した小売業における労働災害の死傷者数を経験期間別でみると「経験期間 1 年以内」が最も多く、年齢別では 50歳代以上で半数以上を占めています。



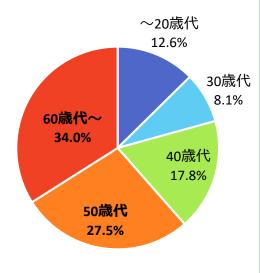


図-2 小売業での年代別・経験期間別労働災害発生状況(令和5年) 資料:労働者死傷病報告

図-3 小売業での年代別労働災害発生状況(令和5年) 資料:労働者死傷病報告

小売業の労働災害を事故の型別でみると、転倒災害(33.0%)が 最も多く、次いで動作の反動・無理な動作災害(19.7%)となってい

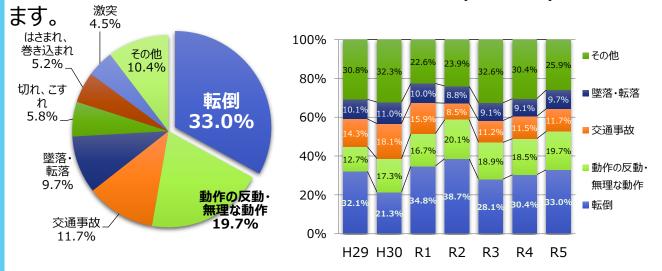


図-4 小売業での事故の型別労働災害発生状況(令和5年) 資料:労働者死傷病報告

図-5 小売業での年別・事故の型別労働災害発生状況の割合 資料:労働者死傷病報告

處倒幾晉

転倒災害の多くは、**通路や作業場**でつまずいたり、滑ったりして発生しています。物等の整理整頓・ 清掃の不備や不安全な履物の着用が原因です。

通路等の整備や安全教育を行いましょう。

つまずき対策 = 45 (整理・整頓・清掃・清潔)の徹底

- ・通路、作業床・歩み板に物を置かない
- ・床面の凹凸をできるだけなくす
- ・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す
- ・通路、作業床・歩み板の照明を明るくする

すべり対策

- ・荷台、通路などの床面をよく清掃する
- ・耐滑性のある靴を使用する

筋力の衰えを防ぐ

簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止 に効果的です

《災害事例》52歳・男性

荷物を運搬中、荷物で足元が見えず足を踏み外して転倒した。(休業6か月の骨折)

動作の反動、無理な動作災害(腰痛)

物を持ったり、荷を移動する際に多発しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は腰を落して荷を持ち上げる膝型を守り、重量制限や運搬機械を活用しましょう。

《災害事例》62歳・女性

商品仕分け作業中に中腰で5~10kg程度の商品を持ったところ腰痛で動けなくなった。 (休業6か月の腰痛)





<u>路務。</u>處務災害



脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上等からの転落が多発しています。 高さに合わない短いはしごや、不安定な荷上及び不安定な踏み台の使用が 原因です。

安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。

《災害事例》 56歳・女性 高さ60撃の踏み台上で品出し中、足を踏み外して転落した。 (休業1か月の打撲傷)

交通事故

交通事故は**車やバイクでの配達中**に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での減速不足等となっています。

安全な作業計画と交通労働災害防止担当者による教育を行いましょう。

《災害事例》44歳・男性

新聞配達中に、交差点でトラックと出合い頭に衝突した。(全身打撲傷で死亡)

はさまれ。巻き込まれ災害

ロールボックスパレット(かご台車)等による災害が多くみられます。

ロールボックスパレット等を移動させる場合は、引かないで前方に押して動かす、進行方向の視界を確保し移動経路の整理整頓を行う、キャスターが引っ掛かり転倒することのないように床・地面の凹凸や傾斜をなくすなど、対策を行いましょう。

《災害事例》30歳・女性

商品を積んだロング台車を強く引いた際、勢いがつきすぎて自身の左足に乗ってしまった。(休業16日の打撲傷)

「エイジフレンドリーガイドライン」について

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。



「エイジフレンドリー補助金」について

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。 是非ご活用ください。※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定(全ての申請者に交付されるものではありません)

詳しくはコチラ ☞ 「高年齢労働者の安全衛生対策について」(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



安全で安心な職場をつくりましょう

小売業では、多くのパート、アルバイト、派遣従業員などが働いています。

雇用形態に関わらず、従業員全員が積極的に安全衛生活動に取組むことが 重要です。

また、小売業には様々な業態があり、その業態特性に応じた効果的な労働 災害防止対策が必要です。

労働災害防止には、まず、そこで**働く人の安全意識を向上させるための教育が重要**となります。

安全で安心な職場環境は、働く方にとって大切なだけでなく、顧客サービスの向上にもつながります。

4 S 活動

☞ 災害の原因を取り除く

- ◆ 4 Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4 S活動です。
- ◆ 4 S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化にも期待できます。

安全衛生教育・研修 IF 正しい作業方法を学ぶ

- ◆「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」 「器具の正しい操作方法」などを知っていれ ば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆特に、はじめて職場に就いた従業員には雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

KY活動

☞ 潜んでいる危険を見つける

- ◆ K Yとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。
- ◆作業の時は、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動確認し、「うっかり」「勘違い」「思い込み」などを防止します。

安全意識の啓発

☞ 全員参加

◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加することが重要です。

危険の「見える化」 **☞** 危険を周知する

◆危険の「見える化」は、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することです。

安全推進者の配置

◆安全活動は「誰かがしてくれる」では、労働災害の防止に効果のある活動はできません。 旗振り役として「安全の担当者」=「安全推進者」を配置しましょう。

「安全で安心な店舗・施設づくり 推進運動 | 特設サイト

◆厚生労働省と中央労働災害防止協会(中災防)は、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害防止対策を推進するため、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

ホームページはコチラ
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/in
formation/sanjisangyo.html

安全・安心な職場づくり

😝 群馬労働局 労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 Tel 027-896-4736 https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html